

参考資料

1. 杜の都の環境をつくる条例
2. 計画策定に関する市民意見
3. 計画策定の経過
4. みどりの計画の変遷
5. みどりの年表
6. 用語説明

1 杜の都の環境をつくる条例

杜の都の環境をつくる条例（昭和48年仙台市条例第2号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条-第10条）

第2章 緑の保全

第1節 保存緑地（第11条-第18条）

第2節 保存樹木等（第19条-第25条）

第3章 緑の創出（第26条-第31条）

第4章 緑の普及（第32条-第35条）

第5章 杜の都の環境をつくる審議会（第36条）

第6章 雑則（第37条・第38条）

第7章 罰則（第39条-第41条）

附則

私たちの郷土仙台は、緑に満ちた都市景観と情緒ある環境を保ちながら健康で文化的な市民生活をはぐくみ、個性豊かな「杜の都」を形づくってきた。

しかしながら、急速な都市化の進展は、緑の環境の無秩序な破壊を招き、市民共有の財産である杜の都の潤いある環境は、失われようとしている。

緑は、人間にとって心のふるさとであり、生命の源である。

緑に満ちた「明るく、住みよく、美しい」都市環境は、郷土を愛する市民すべての切なる願いであり、その未来への継承こそ私たちに課せられた大いなる責務である。

ここに、私たちは、自然との調和ある環境の創造を都市づくりの理念とし、市民挙げて緑の保護と積極的な育成に努め、杜の都の伝統ある風土を未来に発展させることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、緑の保全、創出及び普及に関し必要な事項を定めるとともに、緑の保全、創出及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、健康で文化的な市民生活の確保と杜の都の緑豊かな都市環境の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑 樹林地、水辺地等動植物の生息若しくは生育の基盤となる土地若しくは空間で良好な自然的環境を形成しているもの又は樹木、草花その他の植物をいう。
- (2) 緑の普及 緑に関する知識若しくは緑の保全若しくは創出に関する活動を広めること又は緑の保全若しくは創出に関する意欲の増進を図ることをいう。

（市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、緑の保全、創

出及び普及に関する総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に際しては、必要に応じ、国又は他の地方公共団体と連携を図るものとする。

3 市は、第1項の規定による施策の策定及び実施に関し必要な事項について調査及び研究を行い、その結果を公表するものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、緑の保全、創出及び普及に自ら努めるとともに、第1条の目的を達成するため市が行う施策の策定及び実施に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たり、緑の保全、創出及び普及に自ら努めるとともに、第1条の目的を達成するため市が行う施策の策定及び実施に協力しなければならない。

（協働による取組）

第6条 市、市民及び事業者は、協働による緑の保全、創出及び普及に継続的に取り組むものとする。

2 市は、前項の規定による取組が促進されるよう、人材の活用その他必要な体制の整備に努めなければならない。

（土地等における緑の保全及び創出）

第7条 市は、自ら所有し、設置し、又は管理する土地及び施設の敷地内について、緑の保全及び創出に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、自ら所有し、又は管理する土地及び建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の敷地内について、緑の保全及び創出に努めなければならない。

（緑の適切な管理）

第8条 市、市民及び事業者は、自ら所有し、又は管理する緑について、適切な管理に努めなければならない。

2 市、市民及び事業者は、自らが活動する場所及びその周辺の緑の適切な管理について、互いに協力するよう努めなければならない。

（国又は他の地方公共団体への協力要請）

第9条 市長は、緑の保全、創出及び普及に関する市の施策の推進について、国又は他の地方公共団体に対し、協力を要請することができる。

2 市長は、国又は他の地方公共団体が本市の区域内に所有し、設置し、又は管理する土地及び施設の敷地内における緑の保全及び創出について、当該国又は他の地方公共団体に対し、協力を要請することができる。

（緑の基本計画）

第10条 市長は、本市の区域における緑の保全、創出及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、仙台市緑の基本計画（都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する基本計画をいう。

- 以下「緑の基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 市長は、緑の基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ杜の都の環境をつくる審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 市長は、緑の基本計画に定める施策の実施状況について、杜の都の環境をつくる審議会に報告するものとする。

第2章 緑の保全

第1節 保存緑地

(保存緑地)

第11条 市長は、都市の健全な環境を確保するため、緑を含む土地の区域で規則で定める規模以上のもののうち、次の各号のいずれにも該当するものを、保存緑地として指定することができる。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定により定められた市街化区域及びその周辺地に存すること
 - (2) 地域の住民の健全な心身の保持及び増進又は公害若しくは災害の防止に効果があること
 - (3) 特に良好な自然的環境を有すること
- 2 市長は、保存緑地を指定しようとするときは、あらかじめ杜の都の環境をつくる審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 市長は、保存緑地を指定したときは、当該保存緑地における緑の保全計画(以下この条において「保全計画」という。)を定めなければならない。
 - 4 市長は、保存緑地を指定したとき又は保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。
 - 5 市長は、保存緑地の全部又は一部が第1項の要件に該当しなくなったときは、その保存緑地の指定を解除し、又は変更し、及びその保全計画を廃止し、又は変更するものとする。
 - 6 第2項の規定は保存緑地の指定の解除及び変更について、第4項の規定は保存緑地の指定の解除及び変更並びに保全計画の廃止及び変更について、それぞれ準用する。

(保存緑地の適切な管理等)

第12条 保存緑地内の土地を所有し、又は管理する者は、当該保存緑地における緑の保全を図るため適切な管理に努めなければならない。

- 2 市長は、保存緑地における緑の保全を図るため必要があると認めるときは、当該保存緑地内の土地を所有し、又は管理する者に対し、その保全について助言、指導又は援助をすることができる。

(標識の設置)

第13条 市長は、保存緑地を指定したときは、当該保存緑地内に、保存緑地である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 保存緑地内の土地を所有し、占有し、又は管理する者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を市長の承

諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(保存緑地における行為の届出等)

第14条 保存緑地において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 建築物等の新築、改築又は増築で規則で定める規模以上のもの
 - (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 水面の埋立て又は干拓
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当該保存緑地における緑の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
 - 3 市長は、当該保存緑地における緑の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
 - 4 前3項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体(以下「国の機関等」という。)が行う行為については、第1項の規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ市長にその旨を通知しなければならない。
 - 5 市長は、前項後段の規定による通知があった場合において、当該保存緑地における緑の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関等に対し、当該保存緑地における緑の保全のため採るべき措置について協議を求めることができる。
 - 6 次に掲げる行為については、第1項、第4項後段及び前項の規定は、適用しない。
 - (1) 保存緑地が指定された際既に着手していた行為
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - (3) 法第6条第1項の緑地保全計画に定められた緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為
 - (4) 法第24条第1項に規定する管理協定において定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為
 - (5) 法第55条第1項又は第2項に規定する市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為
 - (6) 保存緑地における緑の保全に支障を及ぼすおそれがない通常の管理行為その他の行為で規則で定めるもの
 - 7 保存緑地において第1項各号に掲げる行為で前項第2号に掲げるものをした者は、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。
 - 8 市長は、第1項の規定による届出を要する行為をしようとする者又はした者に対し、当該保存緑地における緑の保全のため必要な措置を採るべきことを勧告することができ

る。

(禁止命令等)

- 第15条 市長は、保存緑地において前条第1項の規定による届出を要する行為をしようとする者又はした者に対し、当該保存緑地における緑の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は当該行為の中止を命ずることができる。
- 2 前項の規定による処分は、前条第1項の規定による届出をした者に対しては、その届出があった日から起算して30日以内に限り、することができる。
- 3 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるときその他前項に規定する期間内に第1項の規定による処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項に規定する期間を延長することができる。この場合においては、同項に規定する期間内に、前条第1項の規定による届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による処分に違反した者に対し、相当の期限を定めて、当該保存緑地における緑の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(立入調査)

- 第16条 市長は、前2条の規定の施行に関し必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員又は市長が委任した者を保存緑地内の土地又は建物内に立ち入らせ、当該保存緑地における緑の状況を調査させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 3 何人も、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(保存緑地保全協定)

- 第17条 市長は、保存緑地内の土地を所有し、又は管理する者と当該保存緑地における緑の保全に関する協定を締結するよう努めなければならない。

(土地の買取り)

- 第18条 市は、保存緑地内の土地の所有者から当該土地の買取りの申出があった場合において、当該保存緑地における緑の保全のため特に必要があると認めるときは、当該土地の全部又は一部を買い取ることができる。

第2節 保存樹木等

(保存樹木等)

- 第19条 市長は、地域の美観風致を維持するため保存するこ

とが必要な樹木又は樹木の集団(以下「樹林」という。)が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に該当するときは、当該樹木又は樹林を保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。

- (1) 保存樹木 指定しようとする樹木が、規則で定める要件に該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること
- (2) 保存樹林 指定しようとする樹林が、規則で定める要件に該当し、当該樹林に属する樹木が健全で、かつ、当該樹林の樹容が美観上特に優れていること
- 2 市長は、保存樹木等の保全のため必要があると認めるときは、規則で定める基準に従い、当該保存樹木等の存する土地の区域の全部又は一部を樹木保存区域として指定することができる。
- 3 市長は、保存樹木等又は樹木保存区域を指定しようとするときは、あらかじめ杜の都の環境をつくる審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、保存樹木等を指定したときは、当該保存樹木等の保全計画(以下この条において「保全計画」という。)を定めなければならない。
- 5 市長は、保存樹木等若しくは樹木保存区域を指定したとき又は保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。
- 6 市長は、保存樹木等又は樹木保存区域の全部又は一部が第1項又は第2項の規定に適合しなくなったときは、その保存樹木等又は樹木保存区域の指定を解除し、又は変更し、及びその保全計画を廃止し、又は変更するものとする。
- 7 第3項の規定は保存樹木等又は樹木保存区域の指定の解除及び変更について、第5項の規定は保存樹木等又は樹木保存区域の指定の解除及び変更並びに保全計画の廃止及び変更について、それぞれ準用する。

(保存樹木等の保全等)

- 第20条 保存樹木等又は樹木保存区域内の土地を所有し、又は管理する者は、当該保存樹木等について、枯損の防止等保全に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、保存樹木等が滅失し、又は枯死したときは、遅滞なく、市長にその旨を届け出なければならない。
- 3 市長は、保存樹木等の枯損を防止するため、その生育状況の把握に努めなければならない。
- 4 市長は、保存樹木等の保全を図るため必要があると認めるときは、第1項に規定する者に対し、その保全について助言、指導又は援助をすることができる。

(標識の設置)

- 第21条 市長は、保存樹木等又は樹木保存区域を指定したときは、保存樹木等にあつてはその保存樹木等又はその存する土地に、樹木保存区域にあつてはその区域内に、保存樹木等又は樹木保存区域である旨を表示した標識を設けなければならない。
- 2 保存樹木等又は樹木保存区域内の土地を所有し、占有し、又は管理する者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

- 3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(樹木保存区域における行為の届出等)

第22条 樹木保存区域において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 建築物等の新築、改築又は増築で規則で定める規模以上のもの
 - (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 水面の埋立て又は干拓
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当該樹木保存区域内の保存樹木等(以下「区域内保存樹木等」という。)の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 3 市長は、当該区域内保存樹木等の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、国の機関等が行う行為については、第1項の規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ市長にその旨を通知しなければならない。
- 5 市長は、前項後段の規定による通知があった場合において、当該区域内保存樹木等の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関等に対し、当該区域内保存樹木等の保全のため採るべき措置について協議を求めることができる。
- 6 次に掲げる行為については、第1項、第4項後段及び前項の規定は、適用しない。
- (1) 樹木保存区域が指定された際既に着手していた行為
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - (3) 法第6条第1項の緑地保全計画に定められた緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為
 - (4) 法第24条第1項に規定する管理協定において定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為
 - (5) 法第55条第1項又は第2項に規定する市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為
 - (6) 区域内保存樹木等の保全に支障を及ぼすおそれがない通常の管理行為その他の行為で規則で定めるもの
- 7 樹木保存区域において第1項各号に掲げる行為で前項第2号に掲げるものをした者は、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。
- 8 市長は、第1項の規定による届出を要する行為をしようとする者又はした者に対し、当該区域内保存樹木等の保全のため必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

(禁止命令等)

第23条 市長は、樹木保存区域において前条第1項の規定による届出を要する行為をしようとする者又はした者に対し、当該区域内保存樹木等の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は当該行為の中止を命ずることができる。

2 前項の規定による処分は、前条第1項の規定による届出をした者に対しては、その届出があった日から起算して30日以内に限り、することができる。

3 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるときその他前項に規定する期間内に第1項の規定による処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項に規定する期間を延長することができる。この場合においては、同項に規定する期間内に、前条第1項の規定による届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による処分に違反した者に対し、相当の期限を定めて、当該区域内保存樹木等の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(立入調査)

第24条 市長は、前2条の規定の施行に関し必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員又は市長が委任した者を樹木保存区域内の土地又は建物内に立ち入らせ、当該区域内保存樹木等の状況を調査させることができる。

2 第16条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による立入調査について準用する。

(保存樹木等保全協定)

第25条 市長は、保存樹木等又は樹木保存区域内の土地を所有し、又は管理する者と当該保存樹木等の保全に関する協定を締結するよう努めなければならない。

第3章 緑の創出

(緑化義務)

第26条 市は、第29条第1項第1号の行為を行う土地又は同項第3号の行為を行う建築物の敷地内について、規則で定める基準に従い、緑化を行わなければならない。

2 国の機関及び他の地方公共団体は、第29条第1項各号の行為を行う土地又は建築物の敷地内について、前項の規則で定める基準に準じて緑化を行わなければならない。

第27条 第29条第1項第1号又は第2号の行為を行おうとする者(国の機関等を除く。)は、その行為を行う土地又は建築物の敷地内について、規則で定める基準に従い、緑化を行わなければならない。

(道路に接する部分の緑化)

第 28 条 前 2 条の規定により緑化を行う者は、特に道路に接する部分の緑化に努めなければならない。

(建築行為等に係る緑化計画書)

第 29 条 次に掲げる行為(規則で定めるものを除く。以下「建築行為等」という。)を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ当該建築行為等に係る土地又は建築物の敷地内についての緑化に関する計画書(以下「緑化計画書」という。)を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

- (1) 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為
- (2) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認を必要とする行為
- (3) 建築基準法第 18 条第 2 項の規定による通知を必要とする行為

2 建築行為等を行う者は、前項の認定を受けた緑化計画書に基づき行う緑化を完了したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(報告及び立入調査)

第 30 条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、建築行為等を行う者に対し、緑化に関する状況その他必要な事項について報告させ、又は当該職員に、土地、建築物若しくはその敷地に立ち入らせ、建築物、書類その他の物件を調査させることができる。

2 何人も、正当な理由がない限り、前項の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

3 第 16 条第 2 項及び第 4 項の規定は、第 1 項の規定による立入調査について準用する。

(勧告)

第 31 条 市長は、建築行為等を行う者が第 26 条又は第 27 条に規定する緑化の義務に違反していると認めるときは、これらの規定に定めるところにより緑化を行うべきことを勧告することができる。

2 市長は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める措置を採るべきことを勧告することができる。

- (1) 第 29 条第 1 項の規定による緑化計画書の認定を受けずに建築行為等を行った者 緑化計画書を市長に提出し、その認定を受けること
- (2) 第 29 条第 2 項の規定による緑化の完了についての届出をしない者 当該緑化の完了についての届出をすること
- (3) 前条第 1 項の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 報告を行い、若しくは当該虚偽の報告の内容を是正し、又は立入調査を受け入れること

第 4 章 緑の普及

(啓発)

第 32 条 市は、緑の普及のため、緑に関する情報を収集するとともに、市民及び事業者に緑に関する情報を提供するも

のとする。

2 市は、市民又は事業者が自発的に行う緑の保全、創出及び普及に関する活動を促進するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、市民又は事業者を対象とする緑の保全、創出及び普及に関する学校教育及び社会教育の充実に関し、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(表彰)

第 33 条 市長は、緑の保全、創出又は普及に関し顕著な功績があったと認める個人又は団体を表彰することができる。

(緑の活動団体の認定)

第 34 条 市長は、この条例の目的に寄与する活動を行う団体を、規則で定めるところにより、緑の活動団体として認定することができる。

(支援)

第 35 条 市長は、緑の保全、創出及び普及に関する施策を推進するため必要があると認めるときは、市民又は事業者に対し、専門家の派遣、緑化のための資材の提供、費用の助成その他の支援を行うことができる。

第 5 章 杜の都の環境をつくる審議会

第 36 条 緑の保全、創出及び普及に関する事項を調査審議するため、杜の都の環境をつくる審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 緑の基本計画の策定及び変更に関すること
- (2) 保存緑地の指定並びにその解除及び変更に関すること
- (3) 保存樹木等の指定並びにその解除及び変更に関すること
- (4) 樹木保存区域の指定並びにその解除及び変更に関すること
- (5) 法第 5 条に規定する緑地保全地域に関すること
- (6) 法第 12 条第 1 項に規定する特別緑地保全地区に関すること
- (7) 法第 20 条第 2 項に規定する地区計画等緑地保全条例に関すること
- (8) 法第 34 条第 1 項に規定する緑化地域に関すること
- (9) 前各号に定めるもののほか、緑の保全、創出及び普及に関する事項

3 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 緑の保全、創出又は普及のための活動を行っている団体の構成員
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(公表)

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について、その者の氏名又は名称及び住所並びに公表の原因となる事実を公表することができる。

- (1) 第13条第2項又は第21条第2項若しくは第3項の規定に違反した者
- (2) 第22条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者
- (3) 第22条第2項の規定に違反した者
- (4) 第23条第1項の規定による命令に違反する行為をし、又は同条第4項の規定による命令に違反した者
- (5) 第24条第2項において準用する第16条第3項の規定に違反した者
- (6) 第31条の規定による勧告に従わなかった者

2 市長は、前項の規定による公表を行う場合は、当該公表に係る者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第7章 罰則

(罰則)

第39条 第15条第4項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第3項の規定に違反した者
- (2) 第14条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第14条第2項の規定に違反した者
- (4) 第15条第1項の規定による命令に違反する行為をした者
- (5) 第16条第3項の規定に違反した者

(両罰規定)

第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の杜の都の環

境をつくる条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の杜の都の環境をつくる条例（以下「改正後の条例」という。）中に相当する規定があるときは、改正後の条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第8条第1項の規定により置かれた杜の都の環境をつくる審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の条例第36条第4項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(仙台市市税条例の一部改正)

5 仙台市市税条例（昭和40年仙台市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第23条の3第1号中「杜の都の環境をつくる条例（昭和48年仙台市条例第2号）第17条第1項」を「杜の都の環境をつくる条例（平成18年仙台市条例第47号）第17条」に、「第19条第3項」を「第25条」に改める。

(仙台市百年の杜づくり推進基金条例の一部改正)

6 仙台市百年の杜づくり推進基金条例（平成10年仙台市条例第1号）の一部を次のように改正する。

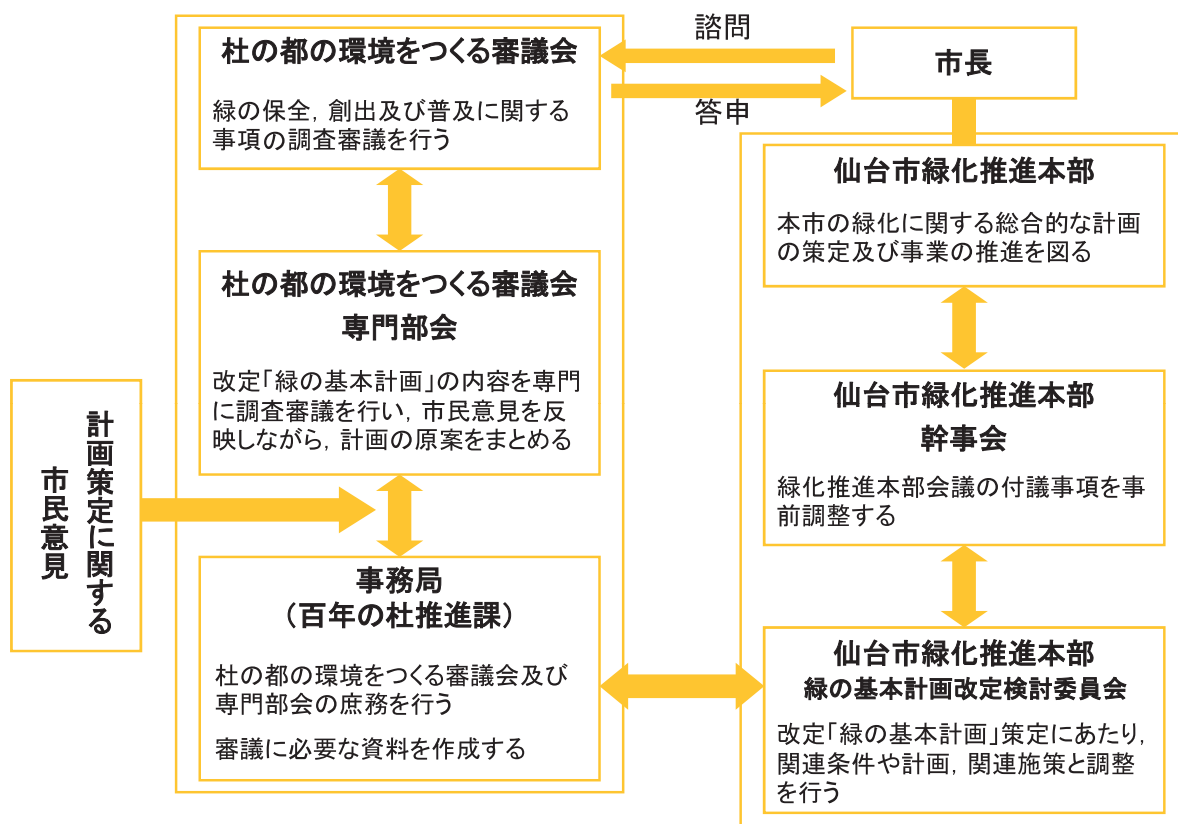
第5条第1号中「杜の都の環境をつくる条例（昭和48年仙台市条例第2号）第23条」を「杜の都の環境をつくる条例（平成18年仙台市条例第47号）第18条」に改める。

2 計画策定に関する市民意見

| 対象 | 調査概要 | 方法と期間 | 意見等の内容 |
|--------|--|---|--|
| 市民等 | [実施機関]仙台市 [概要]緑の基本計画に対する市民意見の募集 | [方法]意見募集 [期間]平成 21 年 11 月 24 日～平成 21 年 12 月 25 日 [件数]90 名から 191 件 | <ul style="list-style-type: none"> 改定計画の基本的な方向に関する意見 杜の都・仙台を育むためのアイデア 緑に関して普段感じていること |
| | [実施機関]主催:河北新報社 協力, 後援:仙台市 [概要]平成 21 年あしたのみどりキャンペーンでの環境投稿 | [方法]インターネット投稿 [期間]平成 21 年 6 月 7 日～平成 21 年 9 月 30 日 [件数]239 件(全 2,053 件のうちみどり関係) | <ul style="list-style-type: none"> 環境のために取り組んでいること 杜の都・仙台を育むためのアイデア |
| | [実施機関]主催:河北新報社 協力, 後援:仙台市 [概要]平成 22 年あしたのみどりキャンペーンでの環境投稿 | [方法]インターネット投稿 [期間]平成 22 年 6 月 13 日～平成 22 年 9 月 30 日 [件数] 2,171 件(全 9,837 件のうちみどり関係) | <ul style="list-style-type: none"> 環境のために取り組んでいること 杜の都・仙台を育むためのアイデア |
| | (参考) [実施機関]㈱エフエム仙台 [概要]「ForeverGreen Concert」来場者アンケート | [方法]アンケート [期間]平成 21 年 12 月 1 日 [件数]92 件 | <ul style="list-style-type: none"> 宮城の自然や緑について感じること |
| | [実施機関]仙台市 [概要]ピクニックカフェ・ワークショップ 【コーディネーター】吉川由美氏 | [方法]ワークショップ [期間]平成 22 年 5 月 30 日 [参加人数]52 名 | <ul style="list-style-type: none"> 緑のメリット・デメリット 「杜の都」の将来ビジョン |
| | [実施機関]仙台市 [概要]緑のまちづくりワークショップ 【コーディネーター】古川隆氏 | [方法]ワークショップ [期間]平成 22 年 7 月 31 日, 8 月 21 日, 9 月 11 日 [参加人数]26 名, 25 名, 24 名 | <ul style="list-style-type: none"> 百年の杜づくり(重点)プロジェクトの検討 |
| | [実施機関]仙台市 [概要]計画中間案のパブリックコメント | [方法]意見募集 [期間]平成 24 年 4 月 1 日～5 月 1 日 [件数] 20 個人・団体から 73 件 | <ul style="list-style-type: none"> 計画中間案に関する意見 |
| 市民活動団体 | [実施機関]仙台市 [概要]まちづくり NPO 活動報告及び意見交換 | [方法]専門部会での意見交換 [期間]平成 21 年 5 月 25 日 [団体数]3 団体 | <ul style="list-style-type: none"> 各団体の活動報告 緑の基本計画改定に当たった意見 |
| | [実施機関]仙台市 [概要]緑の活動団体アンケート | [方法]アンケート [期間]平成 21 年 6 月(2回) [団体数]緑の活動団体 13 団体 | <ul style="list-style-type: none"> 仙台市の緑の課題 市民活動団体の課題 市民活動団体への支援策 市民活動団体の今後の取組 |
| 小学校教諭 | [実施機関]仙台市 [概要]キッズ百年の杜の実践校の担当教諭ヒアリング | [方法]ヒアリング [期間]平成 21 年 12 月 9 日～平成 21 年 12 月 25 日 [学校数]小学校 10 校(14 名) | <ul style="list-style-type: none"> 「キッズ百年の杜」について 子ども達にとっての緑の役割とこれからの緑の取組について |
| 事業者 | [実施機関]仙台市 [概要]緑に関する活動に取り組んでいる事業者ヒアリング | [方法]ヒアリング [期間]平成 21 年 12 月 8 日～平成 22 年 1 月 15 日 [事業者数]企業 10 社 | <ul style="list-style-type: none"> 緑の社会的活動への現在の取組状況と今後の計画 「杜の都・仙台」の現状について |

3 計画策定の経過

■計画の策定体制



(1) 杜の都の環境をつくる審議会名簿

■第18期 (平成19年10月1日～平成21年9月30日)

| 氏名 | 所属・役職等 |
|--------|----------------------------------|
| ※石川 幹子 | 東京大学大学院工学系研究科教授(都市環境デザイン) |
| 大山 弘子 | 1級ビオトープ計画管理士(日本ビオトープ管理士会理事) |
| ○杉山 丞 | 東北大学特任教授(キャンパス計画担当) |
| ◎鈴木 三男 | 東北大学教授(東北大学植物園長) |
| 瀬上 京子 | オープンガーデンみやぎ会長 |
| 高橋 悦子 | 冒険あそび場ーせんだい・みやぎネットワーク代表理事 |
| 田代 久美 | 建築と子どもたちネットワーク仙台幹事(宮城大学事業構想学部助教) |
| 千葉 達朗 | 仙台弁護士会(弁護士) |
| 持田 灯 | 東北大学大学院工学研究科教授(都市環境工学) |
| 森山 雅幸 | 宮城大学食産業学部教授(ランドスケープデザイン) |
| 吉川 由美 | (有)ダハ プランニングワーク代表取締役(演出家) |
| 涌井 史郎 | 桐蔭横浜大学医用工学部特任教授(造園学) |
| 渡邊 裕一 | 宮城県樹木医会(樹木医) |

◎会長, ○副会長, ※臨時委員

(敬称略・五十音順)

■第19期（平成21年10月1日～平成23年9月30日）

| 氏名 | 所属・役職等 |
|--------|----------------------------------|
| ※石川 幹子 | 東京大学大学院工学系研究科教授(都市環境デザイン) |
| 大山 弘子 | 1級ビオトープ計画管理士(日本ビオトープ管理士会理事) |
| ○杉山 丞 | 東北大学特任教授(キャンパス計画担当) |
| ◎鈴木 三男 | 東北大学教授(東北大学植物園長) |
| 清和 研二 | 東北大学大学院農学研究科教授(森林生態学, 生物共生科学) |
| 瀬上 京子 | オープンガーデンみやぎ広報部長 |
| 高橋 悦子 | 冒険あそび場ーせんだい・みやぎネットワーク代表理事 |
| 田代 久美 | 建築と子どもたちネットワーク仙台幹事(宮城大学事業構想学部助教) |
| 畠山 裕太 | 仙台弁護士会(弁護士) |
| 持田 灯 | 東北大学大学院工学研究科教授(都市環境工学) |
| 森山 雅幸 | 宮城大学食産業学部教授(ランドスケープデザイン) |
| 吉川 由美 | (有)ダハ プランニングワーク代表取締役(演出家) |
| 涌井 史郎 | 桐蔭横浜大学医用工学部特任教授(造園学) |
| 渡邊 裕一 | 宮城県樹木医会(樹木医) |

◎会長, ○副会長, ※臨時委員 (敬称略・五十音順)

田代委員は平成22年6月30日に辞任

■第20期（平成23年10月1日～ ）

| 氏名 | 所属・役職等 |
|--------|--------------------------------------|
| ※石川 幹子 | 東京大学大学院工学系研究科教授(都市環境デザイン) |
| 大山 弘子 | 1級ビオトープ計画管理士(日本ビオトープ管理士会理事) |
| 近藤 寛 | (財)日本造園修景協会宮城県支部副支部長(造園・ランドスケープデザイン) |
| ○杉山 丞 | 東北大学特任教授(キャンパス計画担当) |
| ◎鈴木 三男 | 東北大学教授(東北大学植物園長) |
| 清和 研二 | 東北大学大学院農学研究科教授(森林生態学, 生物共生科学) |
| 瀬上 京子 | オープンガーデンみやぎ運営委員 |
| 高橋 悦子 | 冒険あそび場ーせんだい・みやぎネットワーク理事 |
| 畠山 裕太 | 仙台弁護士会(弁護士) |
| 持田 灯 | 東北大学大学院工学研究科教授(都市環境工学) |
| 吉川 由美 | (有)ダハ プランニングワーク代表取締役(演出家) |
| 涌井 史郎 | 東京都市大学環境情報学部教授(造園学) |
| 渡邊 裕一 | 宮城県樹木医会(樹木医) |

◎会長, ○副会長, ※臨時委員 (敬称略・五十音順)

臨時委員の石川委員の任期は平成21年1月27日～平成24年5月29日まで

(2) 杜の都の環境をつくる審議会専門部会名簿

| 氏 名 | 所 属 ・ 役 職 等 |
|-------|--------------------------------------|
| 石川 幹子 | 東京大学大学院工学系研究科教授 |
| 近藤 寛 | (財)日本造園修景協会宮城県支部副支部長(造園・ランドスケープデザイン) |
| ◎杉山 丞 | 東北大学特任教授(キャンパス計画担当) |
| 田代 久美 | 建築と子どもたちネットワーク仙台幹事(宮城大学事業構想学部助教) |
| 持田 灯 | 東北大学大学院工学研究科教授(都市環境工学) |
| 森山 雅幸 | 宮城大学食産業学部教授(ランドスケープデザイン) |
| 涌井 史郎 | 東京都市大学環境情報学部教授(造園学) |

◎部会長 (敬称略・五十音順)

田代委員は平成 22 年 6 月 30 日に辞任

森山委員は平成 23 年 9 月 30 日に審議会委員の任期満了に伴い、退任

近藤委員は平成 23 年 10 月 1 日に就任

(3) 杜の都の環境をつくる審議会及び専門部会開催経過

| 会 議 名 | 開 催 日 時 | 内 容 |
|-------------------------|-------------------|---|
| 第 57 回 杜の都の環境をつくる審議会 | 平成 21 年 1 月 27 日 | ・諮問 ・「仙台市緑の基本計画」改定の趣旨 ・改定スケジュール、専門部会の設置 |
| 第 1 回専門部会 | 平成 21 年 3 月 17 日 | ・「緑の基本計画」の概要 ・みどりを取巻く社会情勢の変化 ・前計画とこれまでの取組 ・課題の抽出 |
| 専門部会勉強会 | 平成 21 年 5 月 25 日 | ・まちづくりに関わる NPO との意見交換会 |
| 第 2 回専門部会 | 平成 21 年 7 月 6 日 | ・計画の対象とするみどり ・みどりの目標の検討 |
| 専門部会現地視察会 | 平成 21 年 8 月 19 日 | ・市内のみどりの視察 |
| 第 3 回専門部会 | 平成 21 年 9 月 28 日 | ・みどりの変遷 ・みどりの現況評価 ・みどりの目標の検討 |
| 第 58 回 杜の都の環境をつくる審議会 | 平成 21 年 11 月 12 日 | ・審議会での中間報告 |
| 第 4 回専門部会 | 平成 22 年 1 月 28 日 | ・市民意見の概要(基本方針Ⅰ) ・流域を単位としたみどりの現況分析 ・市街地の樹林地評価 ・基本方針Ⅰの施策 |
| 第 5 回専門部会 | 平成 22 年 3 月 17 日 | ・ワークショップの開催手法 ・市民意見の概要(基本方針Ⅱ) ・基本方針Ⅱの施策 ・緑化重点地区 |

| | | |
|-----------------------|-------------|---|
| 第6回専門部会 | 平成22年7月12日 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画の対象とするみどり ・市民意見の概要(基本方針Ⅲ) ・基本方針Ⅲの施策 ・重点プロジェクトの方向性 |
| 第7回専門部会 | 平成22年11月1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの目標 ・保全配慮地区 ・ワークショップの結果 ・重点プロジェクト |
| 第8回専門部会 | 平成23年2月3日 | ・改定計画の中間案(素案) |
| 東日本大震災の影響により審議中断 | | |
| 第59回 杜の都の環境をつくる審議会 | 平成23年10月27日 | <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの被害状況の報告 ・改定スケジュールの変更 |
| 第9回専門部会 | 平成23年12月26日 | ・東日本大震災の影響を踏まえた中間案(素案)の見直し |
| 第10回専門部会 | 平成24年2月1日 | ・東日本大震災の影響を踏まえた中間案(素案)の見直し |
| 第60回 杜の都の環境をつくる審議会 | 平成24年2月20日 | ・改定計画の中間案(素案) |
| 第61回 杜の都の環境をつくる審議会 | 平成24年5月29日 | ・答申(案) |
| 市長への答申 | 平成24年6月25日 | ・答申 |

(4) 仙台市緑化推進本部

■仙台市緑化推進本部名簿(平成24年4月1日)

| | | |
|---------|-----------|---------|
| 市長(本部長) | 副市長(副本部長) | 危機管理監 |
| 総務企画局長 | 復興事業局長 | 財政局長 |
| 市民局長 | 健康福祉局長 | 子供未来局長 |
| 環境局長 | 経済局長 | 都市整備局長 |
| 建設局長 | 青葉区長 | 宮城野区長 |
| 若林区長 | 太白区長 | 泉区長 |
| 消防局長 | 教育長 | 水道事業管理者 |
| 交通事業管理者 | ガス事業管理者 | 病院事業管理者 |

■仙台市緑化推進本部幹事会名簿（平成24年4月1日）

| | | |
|--------------|-----------|-------------|
| ※建設局百年の杜推進部長 | 総務企画局庶務課長 | 復興事業局震災復興室長 |
| 財政局財政課長 | 市民局区政課長 | 健康福祉局総務課長 |
| 子供未来局総務課長 | 環境局総務課長 | 経済局経済企画課長 |
| 都市整備局総務課長 | 建設局総務課長 | 青葉区役所総務課長 |
| 宮城野区役所総務課長 | 若林区役所総務課長 | 太白区役所総務課長 |
| 泉区役所総務課長 | 消防局総務課長 | 教育局総務課長 |
| 水道局総務課長 | 交通局総務課長 | ガス局総務課長 |
| 市立病院総務課長 | | |

※幹事長

■仙台市緑化推進本部・緑の基本計画改定検討委員会名簿（平成24年4月1日）

| | | |
|-------------|-----------------------|-------------|
| 建設局百年の杜推進部長 | 総務企画局企画調整課長 | 財政局財政課長 |
| 健康福祉局総務課長 | 環境局環境企画課長 | 環境局環境都市推進課長 |
| 経済局農政企画課長 | 経済局農林土木課長 | 都市整備局都市計画課長 |
| 都市整備局都市景観課長 | 都市整備局 東西線沿線まちづくり課長 | 都市整備局交通政策課長 |
| 都市整備局開発調整課長 | 建設局道路計画課長 | 建設局百年の杜推進課長 |
| 建設局公園課長 | 建設局河川課長 | 青葉区公園課長 |
| 宮城総合支所公園課長 | 宮城野区公園課長 | 若林区公園課長 |
| 太白区公園課長 | 秋保総合支所建設課長 | 泉区公園課長 |
| 消防局防災企画課長 | 教育局総務課長 | 教育局教育指導課長 |
| 教育局文化財課長 | 水道局企画財務課長 | |

（5）仙台市緑化推進本部会議及び緑の基本計画改定検討委員会等の開催経過

| 会議名 | 開催日時 | 内容 |
|------------------|-------------|--|
| 仙台市緑化推進本部幹事会 | 平成21年 1月16日 | ・「緑の基本計画」の改定作業の着手 |
| 仙台市緑化推進本部会議 | 平成21年 1月26日 | ・「緑の基本計画」の改定作業の着手 |
| 第1回緑の基本計画改定検討委員会 | 平成21年 6月26日 | ・「緑の基本計画」の概要 ・前計画とこれまでの取組 ・課題の抽出 |
| 第2回緑の基本計画改定検討委員会 | 平成21年10月26日 | ・計画策定スケジュール ・緑の目標の検討 |

| | | |
|------------------------|-------------------|---------------|
| 検討委員への照会 | 平成 22 年 1 月 14 日 | ・第 4 回専門部会資料 |
| 検討委員への照会 | 平成 22 年 3 月 9 日 | ・第 5 回専門部会資料 |
| 検討委員への照会 | 平成 22 年 7 月 1 日 | ・第 6 回専門部会資料 |
| 検討委員への照会 | 平成 22 年 10 月 15 日 | ・第 7 回専門部会資料 |
| 第 3 回緑の基本計画改定検討委員会 | 平成 23 年 1 月 24 日 | ・改定計画の中間案(素案) |
| 検討委員への照会 | 平成 23 年 12 月 8 日 | ・第 9 回専門部会資料 |
| 第 4 回緑の基本計画改定検討委員会 | 平成 24 年 1 月 16 日 | ・改定計画の中間案(素案) |
| 仙台市緑化推進本部幹事会 (意見照会) | 平成 24 年 3 月 12 日 | ・改定計画の中間案 |
| 仙台市緑化推進本部会議 | 平成 24 年 3 月 26 日 | ・改定計画の中間案 |
| 検討委員への照会 | 平成 24 年 5 月 9 日 | ・改定計画の答申案 |
| 仙台市緑化推進本部幹事会 (意見照会) | 平成 24 年 6 月 25 日 | ・改定計画(最終案) |
| 仙台市緑化推進本部会議 | 平成 24 年 7 月 9 日 | ・改定計画の策定 |

(2) 緑のマスタープラン原案（昭和 55 年（1980 年））

○計画策定の根拠

昭和 52 年 4 月 1 日付 建設省都市局長通達「緑のマスタープランの策定の推進について」による

○目標年次

2000 年

○緑地の確保目標水準

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標量 20 m²/人

市街化区域面積に対する割合 おおむね 8,600ha (65%)

○緑地の配置計画

仙台市の骨格を形成する緑地について、「まち」「杜」「自然」の緑の三つの環状構造に対応する緑地の配置計画を行う

① 「まちの緑」

- ・仙台駅を中心とするほぼ 2km 圏に分布する緑地であり、「内環の緑」ともよばれる。地域特性からみると、広瀬川により形成された広大な台地を取り巻く丘陵地の斜面緑地および段丘崖により囲まれた地域である
- ・「まちの緑」の骨格を形成する緑は、青葉山、北山、榴岡、国分寺跡、大年寺山等で、いずれも仙台市を象徴する歴史的風土の分布する地域である

② 「杜の緑」

- ・仙台駅を中心とする約 5~6km 圏に分布する緑地である。かつて「杜」が広がっていた地域に残された大規模緑地、都市基幹公園、河川等を主体とする緑地の軸であり、自然環境としての質も高く、ふるさとの山として市民に広く親しまれている
- ・「杜の緑」を形成する緑としては、青葉山、国見・放山、水の森公園・台原森林公園・与兵衛沼公園、霞の目、広瀬川・名取川、三神峯公園、金剛沢がある

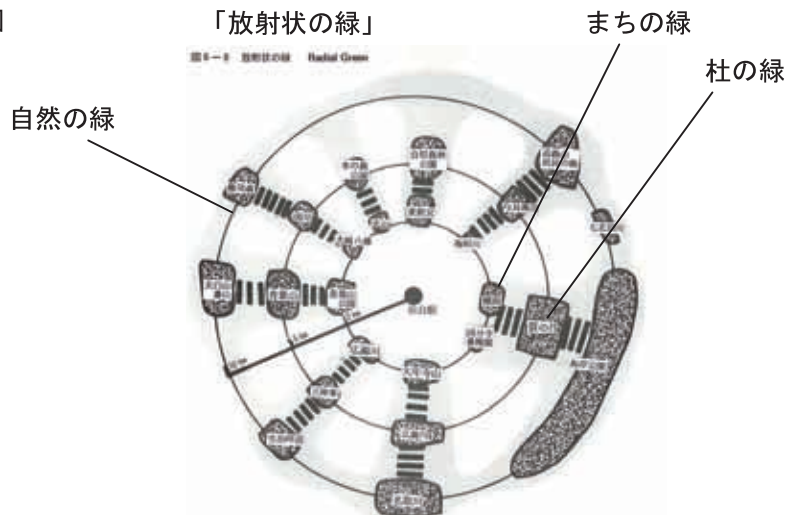
③ 「自然の緑」

- ・仙台駅を中心とする約 10km 圏に分布する緑地である。都市を支える大自然に連なる緑地であり、海・山・川と多様な自然に恵まれている
- ・「自然の緑」を形成する緑としては、太白山・蕃山、国見・権現森、高森山県民の森、海岸公園、七北田川・名取川、宮城の海岸平野の水田地帯、生出・坪沼がある

④ 「放射状の緑」

- ・「まちの緑」「杜の緑」「自然の緑」の三つの環状緑地を放射状につなぐ緑地が「放射状の緑地」である
- ・「放射状の緑地」の構造は、三つの環状緑地に比べて現在の緑地の分布状況からは、明確に把握されるものとはいえない。むしろ今後の公園整備により積極的に作り出していこうとする緑地の軸である

■緑地構造図



(3) 仙台市都市緑化推進計画（昭和 62 年（1987 年））

○計画策定の根拠

昭和 60 年 5 月 30 日付け 建設省事務次官通達 「都市緑化推進計画の策定について」による

○目標年次

2000 年

○基本理念

緑豊かでゆとりと潤いのある新しい杜の都仙台

○総括的目標と基本施策

緑と水のネットワークの形成

基本施策 杜の都の貴重な緑を守り育てる（緑の保全）

杜の都に新たな緑の空間を創り育てる（緑の創出）

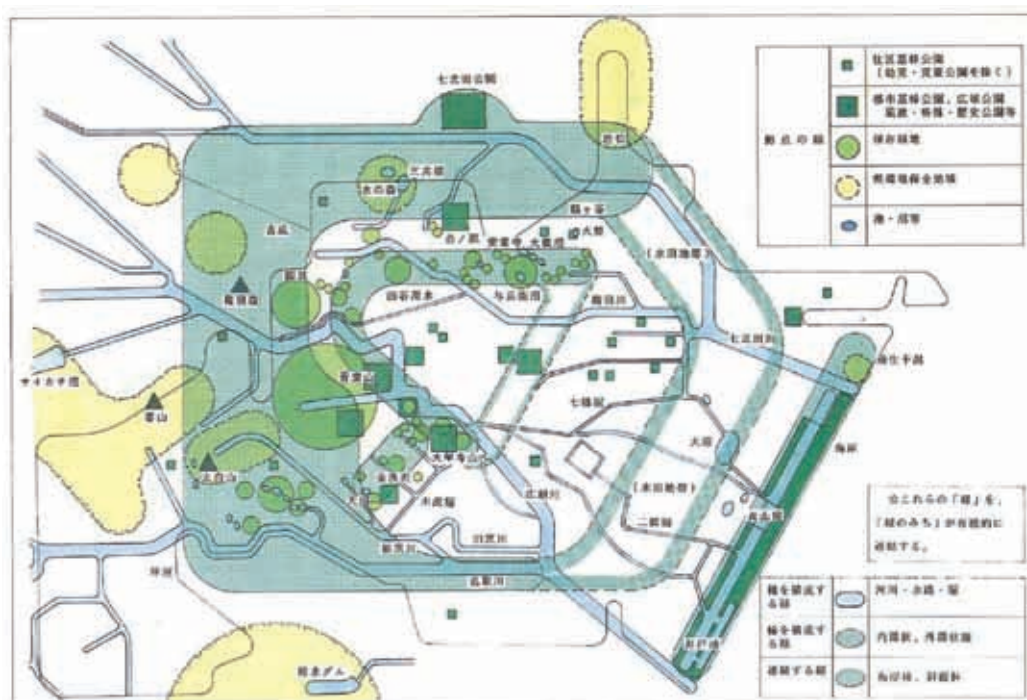
杜の都に緑の文化を広げる（緑の普及）

○緑と水の配置計画

| 区 分 | 内 容 | |
|---------|---|---|
| 拠点の緑 | 市内各所に整備されている都市公園等 | |
| 軸を構成する緑 | 青葉通り、定禅寺通りなどに代表される道路の緑や、広瀬川、名取川、七北田川、貞山堀などに代表される河川・水路 | |
| 連続する緑 | 海岸沿に带状に連なる海岸林。 小規模ながら段丘斜面上に連続してみられる緑 | |
| 環を構成する緑 | 内環状 | 中心街地を環状に囲む近景の緑で、安養寺、与平沼、東照宮、台の原、青葉神社から北山、八幡にかけての社寺林、広瀬川と一体となる対岸の亀岡天守台、霊屋、愛宕山から大年寺山に至る。 |
| | 外環状 | 市の外縁部に位置する環状の緑で、自然林や植林を含む内景の緑で、岩切市有林から、鶴ヶ谷、小松島、台の原森林公園を経て、三共・丸田沢、国見、権現森、蕃山、太白山、坪沼、名取川流域に至る。 |

・水と緑のネットワークを構成する緑

■緑と水のネットワーク構想図



(4) 仙台市緑の基本計画（平成5年（1993年））

○計画策定の根拠

昭和62年の二市二町の合併による市域拡大後、市域全域について仙台市独自の計画として策定

○目標年次

2000年

○基本理念

緑豊かでゆとりと潤いのある新しい杜の都仙台

○計画目標

都市計画区域内の直地の確保目標水準 30%

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標量 20㎡/人

（都市計画決定の面積としての目標水準）

○仙台市の目指すべき緑地構造

①緑の環：2つの環状の緑とその環をつなぐ放射状の環

・「街の緑」

都心部を囲む半径5～6kmに位置する緑

「街の緑」の骨格を構成する緑は青葉山、放山、水の森公園、台原森林公園、榴岡公園、大年寺山公園、三神峯公園等でいずれも仙台を象徴する歴史的風土を構成する公園や緑地である

・「自然の緑」

都心部を中心として約10kmに位置する緑で、4つの副都心の外側を取り巻く緑

「自然の緑」の骨格を構成する緑は、堂庭山、県民の森、加瀬沼、農業園芸センター、海岸公園、高館山、板橋地区の緑地、斉勝沼、畑前地区および奥武土地区の緑地、屏風岳等である

・街と自然をつなぐ緑

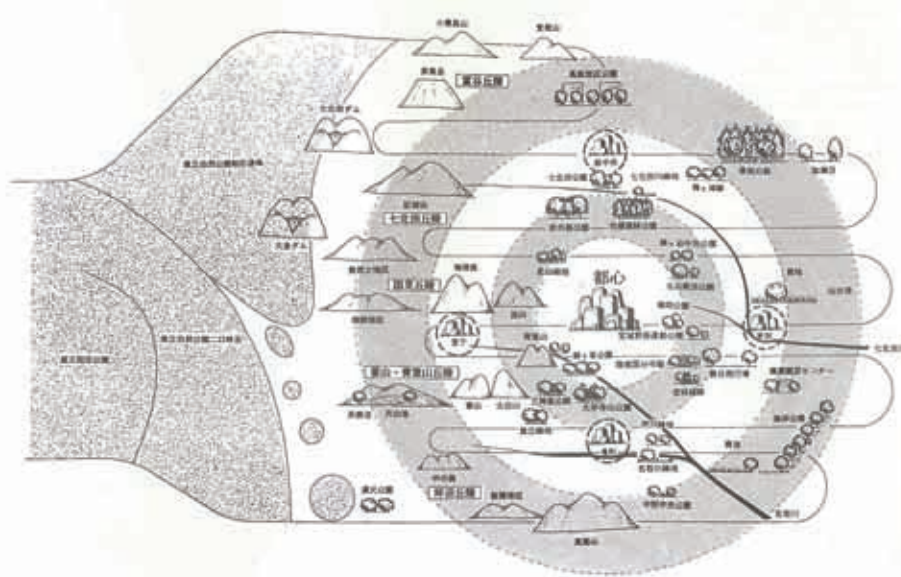
「街の緑」「自然の緑」を放射状につなぐ緑を「街と自然をつなぐ緑」とする。現在「街の緑」と「自然の緑」は、緑の手の指を構成する七北田丘陵（杭城山～七北田川～水の森公園）、国見丘陵（畑前地区～権現森～放山）、青葉山丘陵（斉勝沼～蕃山・太白山～青葉山）、広瀬川、七北田川等によって緑地構造としてはつながっているが、利用上はつながっていない。従って、今後はレクリエーションルートの整備や河川の親水化による市民の自然利用の促進を図る

②緑の手：奥羽山脈とそこから伸びる5つの丘陵の緑

・仙台市の西端には、奥羽山脈が位置し、そこから市街地に向かって富谷、七北田、国見、蕃山・青葉山、坪沼の5つの丘陵が伸びており、丘陵の先端は市街地にまで達している。また、丘陵から海岸部にいたる部分についても河岸段丘上に公園等の緑が点在している

・本計画ではこれらの緑を緑の手（グリーンハンド）と名づけその一体的な保全・形成を図ることとする（掌：奥羽山脈 指：5つの丘陵の緑）

■緑の環と緑の手の概念図



(5) 仙台グリーンプラン2 1 (仙台市緑の基本計画) (平成9年(1997年))

○計画策定の根拠

都市緑地保全法による。

○目標年次

2010年

○基本理念

「自然と街がとけあう杜の都・仙台」

○計画目標

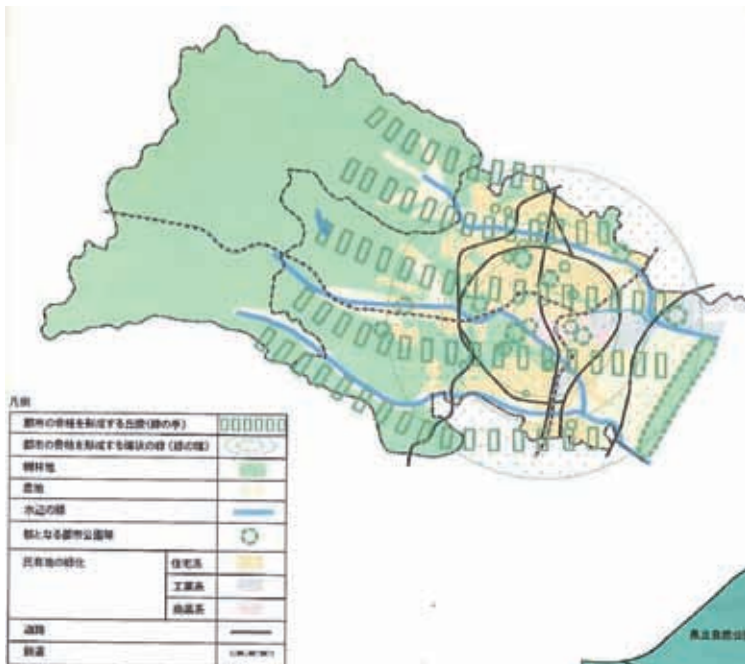
都市計画区域内の直地の確保目標水準 30%

都市公園(開園)面積としての目標水準 20㎡/人

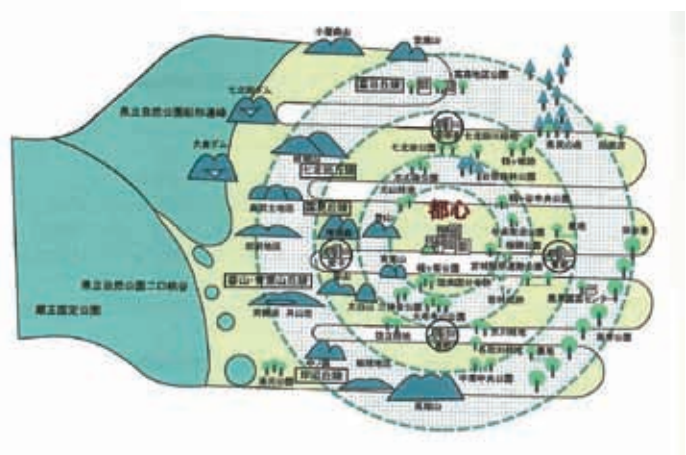
○緑の将来像図及び仙台市の目指すべき緑地構造

目指すべき緑地構造は緑の仙台市基本計画(平成5年策定)をほぼ踏襲

■緑の将来像図



■緑の環と緑の手の概念図



○基本方針

杜の都の緑と水を守り育てる(緑の保全)

杜の都の緑の空間を創り育てる(緑の創出)

杜の都の緑の文化を広げる(緑の普及)

(6) 百年の杜づくり行動計画（平成11年（1999年））

○計画の位置づけ

「仙台グリーンプラン21（平成9年）」のアクションプランとして仙台市独自に策定。

○目標年次

2010年

○基本理念（「仙台グリーンプラン21（平成9年）」を継承）

「自然と街がとけあう杜の都・仙台」

○基本方針（「仙台グリーンプラン21（平成9年）」を継承）

杜の都の緑と水を守り育てる（緑の保全）

杜の都の緑の空間を創り育てる（緑の創出）

杜の都の緑の文化を広げる（緑の普及）

○百年の杜づくり重点取り組み施策

①市街地の「緑の回廊づくり」

②市民による「100万本の森づくり」

③市民トラストの森

④屋敷林・鎮守の杜の保全

⑤学校の森づくり

⑥建築物等の緑化助成

⑦わがまち緑の名所100選

⑧子どもの自然体験学習林

⑨緑の相談所

⑩市民緑の交流バンク

5 みどりの年表

| 年 | できごと |
|------------|--|
| 明治 8(1875) | 桜ヶ岡公園(現西公園)が開園(同 23 年 10 月県から本市へ移管) |
| 22(1889) | 市制施行 |
| 35(1902) | 榴岡公園が開園(昭和 17 年2月県から本市へ移管) |
| 大正 3(1914) | 勝山公園を開園 |
| 11(1936) | 仙台市動物園を評定河原に開園(同 20 年 7 月廃止) |
| 21(1946) | 勾当台公園, 錦町公園, 西公園等の都市計画公園決定 |
| 26(1951) | 青葉通にケヤキの植栽を開始 |
| 28(1953) | 青葉山公園を開園 |
| 29(1954) | 大年寺山公園, 仙台市野草園を開園 |
| 32(1957) | 都市公園条例を制定 定禅寺通にケヤキの植栽を開始 仙台市動物園を三居沢へ復活 |
| 39(1964) | 第1回花壇コンクールを開催 |
| 40(1965) | 仙台市八木山動物公園を開園 都市公園条例の旧条例を廃止し, 新たに都市公園条例を制定, 施行 |
| 42(1967) | 財団法人仙台市公園協会を設立 |
| 44(1969) | 仙台市八木山動物公園アフリカ生態園供用 |
| 45(1970) | 風致地区を指定(8地区, 270.9ha) 太白山ろく自然遊歩道を設置 |
| 47(1972) | 仙台市緑化推進本部を設置 |
| 48(1973) | 杜の都の環境をつくる条例を制定 台原森林公園を開園 |
| 49(1974) | 広瀬川の清流を守る条例を制定, 施行 |
| 50(1975) | 保存緑地 28カ所, 553.48haを指定 保存樹木 109 件を一次指定, 保存樹林7件を指定 |
| 52(1977) | 彫刻のあるまちづくり事業(第1期)「杜と彫刻」スタート |
| 53(1978) | 仙台市八木山動物公園は虫類館, ゴリラ放飼場鶏鶏舎供用 |
| 55(1980) | 秋保大滝植物園を開設(当時秋保町) |
| 59(1984) | 友好都市の中国・長春市との初の動物交換(受: マーロー, 贈: マントヒヒ) |
| 60(1985) | 緑地保全基金を設置 |
| 61(1986) | 杜の都緑化基金を設置 |
| 62(1987) | 宮城町と合併 仙台市都市緑化推進計画を策定 財団法人仙台市公園協会を財団法人仙台市公園緑地協会に改称 |
| 63(1988) | 泉市及び秋保町と合併 |
| 平成元(1989) | 市制施行百周年記念事業の一環として第7回全国都市緑化せんだいフェアを七北田公園で 80 日間開催 勾当台公園地下自転車等駐車場を開設 |
| 2(1990) | 七北田公園を一部開園 |
| 3(1991) | 太白山自然観察の森を開設 茶室条例を制定, 施行 |
| 4(1992) | 海岸公園を蒲生地区に開園 |
| 5(1993) | 緑政部公園課野草園を財団法人仙台市公園緑地協会へ委託 仙台市緑の基本計画を策定 |
| 8(1996) | 経済局へ林業関係業務を移管 北三番丁公園整備事業が「RACコンテスト」でグランプリ賞を受賞 |
| 9(1997) | 仙台スタジアム供用 蕃山特別緑地保全地区指定 仙台グリーンプラン21を策定 |
| 10(1998) | 仙台城石垣修復工事着工 青葉の森管理センター竣工 百年の杜づくり推進基金設置 仙台市八木山動物公園を財団法人公園緑地協会へ管理委託 |

| 年 | できごと |
|----------|---|
| 11(1999) | 百年の杜づくり行動計画を策定 仙台市八木山動物公園アフリカ平原放飼場供用 |
| 13(2001) | 海岸公園馬術場の供用 |
| 14(2002) | 財団法人仙台市公園緑地協会への仙台市八木山動物公園の管理委託の廃止 仙台市八木山動物公園猛獣舎供用 |
| 15(2003) | 水の森公園の供用 「学校の森(南吉成小学校)」が「緑の都市賞」で読売新聞社賞を受賞 |
| 16(2004) | 百年の杜企画課に「広瀬川創生室」を新設 錦町公園リニューアルオープン 「百年の杜づくり」が「緑の都市賞」で内閣総理大臣賞を受賞 |
| 17(2005) | 広瀬川創生プランを策定 海岸公園井土地区に冒険広場およびデイキャンプ場を開園 「学校の森(栗生小学校)」が全国学校ビオトープ・コンクールで(財)日本生態系協会会長賞を受賞 |
| 18(2006) | 青葉山公園の仙台北城跡に「仙台北城見聞館」開館 「社の都の環境をつくる条例」を全面改正 ネーミングライツ売却により「仙台スタジアム」の名称を「ユアテックスタジアム仙台」に改称 |
| 19(2007) | 百年の杜推進部を百年の杜推進課、公園課、青葉山公園整備室、河川課に再編 海岸公園荒浜地区に運動広場およびパークゴルフ場(9ホール)を開園 仙台市八木山動物公園立体駐車場供用 仙台市八木山動物公園運営方針を策定 仙台市八木山動物公園が宮城教育大学と連携協力の覚書を締結 「学校の森(栗生小学校)」が「緑の都市賞」で国土交通大臣賞を受賞 |
| 20(2008) | 仙台市野草園に新野草館開館 仙台市八木山動物公園がマダガスカル共和国のチンバザザ動植物公園と協力協定を締結 |
| 21(2009) | 元鍛冶丁公園自転車等駐車場を開設 海岸公園荒浜地区にパークゴルフ場(9ホール)を増設 |
| 22(2010) | 仙台市八木山動物公園ビジターセンター供用 海岸公園センターハウス開館 |
| 23(2011) | 東日本大震災による被害 追廻地区の移転促進のため新田住宅供用 |
| 24(2012) | 青葉山公園整備基本計画を改定 仙台市みどりの基本計画を策定 |

6 用語説明

あ

【アダプト制度】

アダプト (adopt) とは「養子縁組をする」という意味で、道路や公園、河川等の公共施設を養子にみたくて、市民団体や事業者が里親となり、その維持管理活動を行い、行政が活動を支援する制度。

【いぐね居久根】

屋敷林と同じ意味で、屋敷の周りを囲む樹木のこと。一般的には「くね」といい、地境を意味する。樹木はスギ、ケヤキ、クリ、ハンノキなど様々で、冬の北西風や吹雪の防止に役立っている。かつては、建築材、燃料、食料の調達など、生活に深いかかわりを持ち、屋敷の目隠しの役割も果たしていた。

【いっときなんぼしよ一時避難場所】

近くの公園、広場、空き地などの一時的に身の安全が確保できる場所。

【エコロジカルネットワーク】

人と自然の共生を確保していくため、野生生物の生息地等の自然地域を緑地などの空間でつないだ生態系のネットワーク。

【NPO】

非営利組織。政府、自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

【オープンガーデン】

自宅の庭を、一定期間公開すること。もともとは 1920 年代にガーデニングの本場のイギリスで始まり、個人の庭に旅行者などを迎え入れて受け取った入場料やお茶代などは、チャリテ

ィーに役立てている。日本では、まちづくりへの貢献、ガーデナー同士の交流、観光振興による地域活性化など幅広い目的で行われている。

【オープンスペース】

公園・広場、河川・湖沼、山林、農地等、建物に覆われていない土地の総称。また、都市内では、建物の敷地内に確保された開放性の高い、まとまった広さの空地や空間で、広場や歩行者用通路等として一般市民が自由に通行または利用できる場所をいう。

【屋上緑化】

建築物の屋上に植物を植え、緑化すること。ヒートアイランド現象の緩和、建物への日射の遮断（省エネルギー効果）、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着機能などの効果がある。

か

【海岸防災林】

海岸にある保安林のうち、暴風、飛砂、潮風、高潮、濃霧などを防いで、沿岸の災害を防止し、内陸側の住宅地や農地などの生活環境の改善に役立っているものの総称。

【開発行為】

主として建築物またはコンクリートプラントやゴルフ場などの工作物を建設する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。都市計画法により、市街化区域内での一定規模以上の開発行為や市街化調整区域での開発行為については、市長の許可を受ける必要がある。

【街路樹健全度診断要領】

樹木の倒伏等の事故を未然に防ぎ、より安全で快適な道路空間を維持管理していくための街

路樹健全度調査について定めたもの。本市において平成 22 年に施行した。街路樹健全度調査とは、不健全な樹木を早期に発見し適切な処置を施すために実施する樹木診断のこと。

【街路樹マニュアル】

将来にわたり持続できる快適で良好な道路環境の整備，及び確保を図ることを目的として，街路樹等の植栽ならびに維持管理に関する基準を定めたもの。本市において平成 22 年度に策定した。

【河川愛護会】

河川や水辺施設の環境を良好に保ち，市民が快適にふれあい，親しむことができるように，自発的・日常的清掃活動を行う地域団体。

【環境保全地区（広瀬川の清流を守る条例）】

広瀬川河岸の豊かな自然環境や自然崖と緑が調和する景観を守り，地域の緑化をさらに推進するための区域。この区域内では，建築物の規模の抑制，既存樹木の伐採制限，緑化の推進などに関する基準を設けており，禁止している行為や許可が必要な行為が決められている。

【間伐】

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採し，残存木の成長を促進する作業。

【企業の社会的責任（CSR）】

企業は社会的な存在であり，自社の利益を追求するだけではなく，利害関係者全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり，行動法令の遵守，環境保護，人権擁護，消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。CSRはCorporate Social Responsibilityの頭文字。

【機能集約型市街地形成（と地域再生）】

仙台市都市計画マスタープランにおける「都市空間形成の基本的な考え方」で示された本市が目指す都市構造のこと。市街地の拡大抑制を基本とし，都心や拠点などでは，都市機能の集約化により，公共交通による多様な都市機能へのアクセス性が向上し，低炭素型で，効率的な都市経営がなされ，また郊外区域では生活を支える都市機能が維持・改善され，地域コミュニティの活性化などにより活力がある，暮らしやすい都市構造。

【逆線引き】

市街化区域の計画的整備をはかるため，農地等の未利用地が多く残り，計画的市街地整備の見通しが明確でない区域を市街化調整区域に編入すること。

【郷土樹種】

地域に自生しており，地域の自然景観を形成する主要な樹種。

【景観計画】

区域と方針，景観形成上の制限内容や景観重要公共施設の整備方針などを定める景観行政を進める基本的な計画。本市では，「杜の都」の特性を活かした魅力的な景観形成の推進を目的として平成 21 年に仙台市「杜の都」景観計画を策定した。

【景観重点区域】

都市の景観計画において，特に重点的に良好な景観づくりを推進する区域。仙台市「杜の都」景観計画では「杜の都」の顔となる地域として，広瀬川や青葉山などの緑に囲まれたさらなる魅力的な都市空間を育むため，景観重点区域を指定し，景観形成のきめ細かな一層の推進を図っ

ている。本区域における行為の制限として、建築物の高さの制限などがある。

【けいかんみどりさんほう景観緑三法】

平成 16 年に同時に改正もしくは制定された以下の緑と景観に関する基本的な法律の総称。

①都市緑地法，都市公園法（改正），②景観法（制度），③屋外広告物法など（改正）

【県自然環境保全地域】

宮城県の自然環境保全条例第 12 条に基づき指定された地域。高山性植生，亜高山性植生，すぐれた天然林などのうち，保全することが特に必要な地域を「県自然環境保全地域」に指定している。

【広域避難場所】

火災の延焼拡大等により，指定避難所等にとどまることが危険な場合の避難場所として，面積等一定の基準を満たす公園等を指定。

【公益信託方式】

公共的な目的のために，市民や企業が財産を信託し，受託者である信託銀行等が財産を管理・運用しながら，公共的な目的に向けた多様な主体による活動に対して助成するもの。

【公園愛護協力会】

公園ごとに組織され，街区公園の除草清掃，遊具施設の点検通報活動，園芸講習会や適正利用等に関する公園愛護思想の普及など地域におけるきめ細かな活動に取り組み，地域コミュニティづくりに貢献している市民団体。

【公園空白地】

街区公園の標準誘致距離である半径 250m の範囲に都市公園がない地域。

【公園利用実態調査】

都市公園の利用実態や利用者の都市公園に対する多様なニーズを把握し，今後の都市公園の整備・維持管理等のあり方を検討するための基礎資料とすることを目的に実施する調査。利用者数調査とアンケート調査からなる。利用者数調査では，1 時間ごとの入退園者数を男女別，年齢層別に記録し，アンケート調査では公園の利用特性や公園に対する要望などを調べる。

【公開空地】

建築基準法五十九条の二に規定された総合設計制度による建築物の敷地内の空地等のうち，歩行者が日常自由に通行または利用することができる部分。

【工場立地法】

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすることを目的に昭和 34 年に制定された法律。緑化については，一定規模以上の工場の生産施設や緑地等の面積率の基準を公表し，向上の新設・増設の際にはこの基準に基づいた生産施設や緑地等を設置し届け出ることを義務づけている。

さ

【里山】

都市の身近にあり，燃料・肥料・食料・生活資材の調達など様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた雑木林・アカマツ林などの二次林，スギやヒノキの植林などで構成される低山や丘陵。

【市街化区域】

市街化を促進する区域として，都市計画で定める区域。既成市街地と概ね 10 年以内に計画的に市街化を図るべき区域に指定される。

【市街化調整区域】

市街化を抑制すべき区域として、都市計画で定める区域。主として山林や農地などが指定され、宅地造成や新たな建物を建てることは、原則としてできない。

【施設緑地】

都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地のこと。都市公園法に基づいた「都市公園」と「都市公園以外」の施設緑地に区分される。公共施設緑地とは、都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされており公園緑地に準じる機能を持つ施設。民間施設緑地は、民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設。

【自然共生社会】

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

【指定管理者制度】

従来、地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営について、株式会社を初めとした企業・NPO 法人など様々な団体に包括的にゆだねることができる制度。仙台市では、平成 16 年度から導入している。

【市民緑地】

都市緑地法第 55 条に基づき、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、市民に公開する緑地や緑化施設。

【借地公園】

都市公園法第 16 条に基づき、民間の土地所有

者と地方公共団体が賃貸契約を結んだ土地に公園整備を行い、設置した公園。

【樹冠】 じゆかん

樹木の上部についている枝と葉の集まり。

【循環型社会】

有限な資源の持続性を確保するため、人間の生活や企業活動に伴って発生・消費される物やエネルギーを資源として循環させ、環境への負荷を提言していくシステムを実現するための意思を有する社会のこと。

【除伐】 じよばつ

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。

【森林の持つ公益的機能】

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の森林がもつ公益性のある機能。

【生態系】

ある地域に存在する全ての生物と、非生物的環境（大気・水・土壌・光など）を、食物連鎖等の関係により、とらえたまとまり。生態系内では、生物間や生物-非生物間の相互作用により、バランスのとれた状態となっている。

【生物多様性】

自然の豊かさを表しており、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つの階層がある。各階層で種類の数やその量のバランスなどにより評価される。

【生物多様性基本法】

平成 20 年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、

地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

【^{せつどうぶりよっか}接道部緑化】

敷地内の緑化のうち、公共性の高いスペースである道路部分に接した箇所で行う緑化のこと。杜の都の環境をつくる条例第 28 条では、^{せつどうぶりよっか}接道部緑化を努力規定として定めている。

【仙塩広域都市計画】

仙台市を中心とした 5 市 5 町 1 村により構成される都市計画区域。

【戦災復興計画】

第二次世界大戦で被災を受けた都市において、昭和 21 年に制定された特別都市計画法に基づき、都市の復興のために策定された都市計画。

本市では、復興土地区画整理区域 (291.1ha)、都市計画街路 (25 路線)、都市計画公園緑地 (13 箇所) が決定された。

【仙台市環境基本計画】

仙台市環境基本条例第 8 条に基づく環境基本計画として、本市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向性を定めるもので、平成 23 年に改定された。「杜の都の環境プラン」

【仙台市震災復興計画】

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災からの復旧・復興に向けて取り組むべき施策を体系的に定め、計画的に推進していくために、平成 23 年 11 月に定められた計画。

【仙台市都市公園条例】

都市公園法及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的として昭和 40 年に制定された条例。

【総合計画】

地方自治法に基づく仙台市の最上位計画で、基本構想、基本計画、実施計画からなる。将来像の実現に向けたまちづくりの原則や基本政策を示している。本市では平成 23 年に策定された。

【総合設計制度】

建築基準法第 59 条に基づき、敷地内に一般に公開された広場や緑地などの空地を確保する良好な建築計画に対して、容積率や高さ制限などの緩和を行い、市街地環境の整備改善を図る制度。

た

【^{たしぜんかわ}多自然川づくり】

瀬や淵の保全・再生、植生・自然石を利用した護岸の整備など生物の良好な生育環境に配慮し、併せて自然景観を整備・保全する取組。

【^{たそうりよっか}多層緑化】

敷地内の緑化のうち、高木・中木などと低木、地被類、花壇などを組み合わせて行う植栽。みどり豊かな都市環境の形成において、効果的で質の高い緑化として推奨している。

【地域制緑地】

都市公園のみならず、社寺境内地等の空地の多い施設や農耕地、山林、河川、水面等、様々な空間を含めた緑地のうち、風致地区、特別緑地保全地区、保存緑地等、一定の地域を指定し

て定められているもの。

【地域避難場所】

指定避難所への避難が困難な地域の一時的な避難広場として、面積等一定の基準を満たす公園等の避難場所。

【地域防災計画】

災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務または業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。本市では仙台市地域防災計画として風水害等災害対策編、地震災害対策編、日本海溝型地震対策推進計画編が平成 19 年に策定された。

【地球温暖化】

19 世紀以降、化石燃料を大量に消費し、大気中の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス排出量が増加したため、地球の平均気温が上昇する現象のこと。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第 4 次評価報告書によると、過去 100 年間に地上気温が 0.74℃上昇し、世界の氷河が融けて先端が後退するなど、既に世界中で様々な影響が現れていることが分かっている。

【地区計画】

各地区の特性に応じたきめの細かい環境整備を行うために、地区住民などの合意のもとに都市計画として定める計画。計画内容としては、地区内の道路、公園の配置や建築物の用途、大きさ、デザイン、垣や柵の構造などを定めるもののほか、一定の条件の下に容積率制限や斜線制限を緩和するものもある。

【地区計画等緑地保全条例制度】

都市緑地法第 20 条に基づき、屋敷林や社寺林

等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度。地区計画等緑地保全条例は、特別緑地保全地区と同等の行為規制を行うことが可能になる。

【地区計画等緑化率条例制度】

都市緑地法第 39 条に基づき、良好な都市環境の形成を図るための緑化の推進の観点から、地区整備計画等において、建築物の緑化率の最低限度を建築物の新築等に関する制限として定めることのできる制度。

【(施設の)長寿命化^{ちやうじゆみよつか}】

建築物や公共施設、ライフラインなどにおいて、更新に係る費用の抑制と平準化を図るため、改修などにより耐用年数の延長を図ること。

【低炭素社会】

地球温暖化からの脱却を図り、環境保全と経済社会の発展を実現するため、温室効果ガス排出量を大幅に削減し、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させる社会のこと。

【特別緑地保全地区】

都市緑地法第 12 条に基づき、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、風致又は景観が優れており、かつ該当地域の住民の健全な生活環境を確保するため定めることのできる、地域性の緑地。地区内では建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採は原則的に禁止される。

【都市機能】

都市のもつさまざまな働きやサービスのこと。商業、業務、工業、流通、居住などの機能をはじめ、これを支える交通、ライフライン、各種処理施設などの機能に加え、教育、文化、

芸術、交流、娯楽、政治、行政などの都市におけるあらゆる活動主体の多様なニーズに対応する機能を総称したものの。

【都市計画区域】

都市計画法第5条に基づき、自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量などの現状や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域。本市の都市計画区域は5市5町1村からなる「仙塩広域都市計画区域」として宮城県により指定されている。

【都市計画道路】

都市の将来像や交通量予測などを踏まえ、主として都市の骨格的な道路交通機能を有する都市施設として都市計画で定めた道路。

【都市計画の方針】

平成4年都市計画法の改正により示された、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。新たな空間形成の枠組みを構築するため、市民と企業の理解と参加を基本に、土地利用や市街地整備の方針と地域ごとのまちづくりの方向性を明確にする都市計画に関する基本方針を策定するもの。本市では、「仙台市都市計画マスタープラン」として、平成24年3月に改定。

【都市公園法】

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として昭和31年に制定された法律。

【都市緑地法】

都市化の進展に伴い良好な自然環境を形成している樹林地・草地・水辺等が急速に都市において減少することに鑑み、良好な都市環境の形

成を図ることを目的として制定された法律。平成16年に「都市緑地保全法」が改正され創設。既存の良好な自然環境を積極的に保全するための施策として「緑地保全地域」の制度や市街地の緑化を推進する「緑化地域」の制度等が拡充された。

【都市緑化推進計画】

昭和60年の建設事務次官通達「都市緑化推進計画の策定について」に基づき、自治体が策定する計画、本市では都市計画区域について、緑と水のネットワーク形成を目的として、昭和62年に策定した。

【土地区画整理事業】

健全な市街地として整備するために、土地所有者が土地の一部を提供しあい、道路、公園、下水道などの公共施設を総合的に整備するとともに敷地の利用を増進するため個々の宅地を整然と道路に面するように、区画形質の変更を行う事業。

【土地利用調整制度】

郊外部において開発事業を実施しようとする事業者が、土地利用方針との整合性を確保した計画を作成するとともに、土地利用調整手続の実施を通して開発事業計画を公表し、市民意見や市長意見に配慮した計画を検討することにより、郊外部における適正な土地利用を誘導する制度。

な

【ナラ枯れ】

ナラ枯れとは、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により、ミズナラ等が集団的に枯損する森林被害。その対策として枯損木の駆除とともに枯損木周辺の樹木について薬剤の樹幹注

入などの予防措置を講じている。

【ネーミングライツ】

施設に対して名称をつけることのできる権利。施設命名権。本市では平成 18 年に導入している。

【農用地区域】

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後とも農業の振興を図る地域として知事が指定する農業振興地域内の土地で、長期間にわたり農業経営を行う区域として、農業目的以外の土地利用が制限される区域。

は

【パークマネジメント】

従来の都市公園の整備や行政主導の管理手法から脱皮し、経済的視点・利用者の視点に立って、より質の高い公園サービスを提供する新しい公園整備・管理運営の考え方。

【バリアフリー】

高齢者や障がい者などを含めた、誰もが壁を感じることはないような社会を作ろうという考え方。狭義では、公共施設・公益的施設等において、段差などの物理的な障壁や不便さを取り除くという意味合いであるが、相したハード面のみならず、すべての人が暮らしやすいようにしていこうとする考え方でも用いられている。

【PFI (Private Finance Initiative)】

従来、国や地方公共団体が自ら行ってきた公共施設などの設計・建設・維持管理・運営を、民間の資金・経営能力・技術的能力を活用して行う社会資本整備の手法。仙台市における PFI の事例としては、新天文台や新野村学校給食センター、新高砂学校給食センターが挙げられる。

【ヒートアイランド】

都市部でのエネルギー消費量の増加や緑地の減少、ビルなどの建造物が熱をため込むこと、道路がアスファルトやコンクリートで固められているために、地表面からの水分蒸発が少なくなることなどによって起こる、都市部の気温が郊外と比較して高くなる現象のこと。

【ビオトープ】

ドイツ語の生物を意味する「ビオ：Bio」と場所を意味する「トープ：Tope」から作られた合成語で、生態系として特定の生物群集が生存するうえで必要な空間のこと。「自然」を「緑」だけでなく「生物」を含めた一体のものとしてとらえ、現存する環境を保全あるいは修復、創造していく場合に、人間と生きものが共存できる場づくり、空間づくりを意図した用語。

【百年の杜づくり行動計画】

前仙台市緑の基本計画（仙台グリーンプラン 21）のアクションプランとして平成 11 年に策定した行動計画。本行動計画に基づき、「百年の杜づくり」を推進するための市民・事業者・行政の協働によるみどりの取組として「市街地の緑の回廊づくり」や「市民による 100 万本の森づくり」などの事業を展開した。

【百年の杜づくり推進基金】

市民や事業者からの寄附と市の出資金を積み立てた民間の緑化活動の支援や保存緑地等の買取りなどに活用される基金。「百年の杜づくり」推進のため、「杜の都緑化基金」と「仙台市緑地保全基金」を統合して平成 10 年 4 月に条例により設置した。

【広瀬川創生プラン】

平成 16 年に市民・NPO、国県関係機関、企業及び学識経験者からなる「広瀬川創生プラン策

定推進協議会」により策定された各主体共通のアクションプラン。

【広瀬川の清流を守る条例】

広瀬川の豊かな自然環境と清流にふさわしい良好な水質を保全するため昭和 49 年に制定された。河岸の自然環境を守るための「環境保全区域」、水質を守るための「水質保全区域」を指定している。

【風致地区】

都市内の樹林地、丘陵、溪谷、水辺などのすぐれた自然的景観を形成している地区や、歴史的な人文景勝地について、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などを規制し、都市の自然景観や良好な都市環境の維持を図るために定められる地区。

【プレーパーク】

既成の道具を置かず、子どもたちが工夫して、遊びを作り出すようにしている遊び場。子どもの安全確保のために指導員等を置くこともある。

【壁面緑化】

建物の壁面を植物で覆うこと。ヒートアイランド現象の緩和、建物への日射の遮断（省エネルギー効果）、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着機能などの効果がある。

【保安林】

水源かん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

【冒険広場】

こどもの冒険心を満足させることができる遊びの広場として、野外活動ができるデイキャン

プ場、子供たちが自由な発想で遊ぶことができる冒険遊び場、大型遊具広場、幼児遊具広場を設置し、平成 17 年に海岸公園井土地区に整備された公園。公募により選定された指定管理者が運営管理を行っている。

【防災集団移転促進事業】

災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に相当ではないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、国が地方公共団体に対して事業費の一部補助を行う事業。

【保全配慮地区】

都市緑地法に基づき定められた「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」の略称。地区内における行為の制限はないが、土地所有者の協力のもと、各種の緑地保全制度を活用することにより、重点的に緑地の保全を図る地区。

【保存樹木】

杜の都の環境をつくる条例第 19 条に基づき指定される、地域の美観風致を維持するため保存することが必要な樹木。

【保存樹林】

杜の都の環境をつくる条例第 19 条に基づき指定される、地域の美観風致を維持するため保存することが必要な樹林。

【保存緑地】

杜の都環境をつくる条例第 11 条に基づき、都市の健全な環境を確保するために保全することを目的として指定される緑地。開発などの行為を行う際には届出が必要で、市は保存緑地の保全のために必要があると認めたときは助言また

は勧告を行うことができる。

ま

【松くい虫被害】

松くい虫被害とはマツノザイセンチュウによって、マツが急激に衰弱し枯死するという被害。マツノザイセンチュウはマツノマダラカミキリを媒介して広がる。宮城県内では金華山島などで大きな被害が出ている。本市では被害木を切り倒して搬出・チップ化したり、薬剤をかけてビニール被覆によりくん蒸を行ったりして、マツノマダラカミキリの幼虫を駆除している。

【ミティゲーションバンキング制度】

ミティゲーションとは、開発事業による環境に対する影響を軽減するためのすべての保全行為を表す概念で、①ある行為またはその部分をしなないことにより、環境影響を回避すること（回避）、②ある行為の実施の程度や規模を制限することにより、環境影響を最小化すること（最小化）、③影響を受けた環境を修復、再生、または復元することにより、環境影響を矯正すること（矯正）、④事業期間中の保護および維持活動によって、経年的な環境影響を軽減すること（軽減）、⑤代用の資源や環境で置換またはこれらを提供することによって、環境影響を代償すること（代償）の5段階がある。ミティゲーションバンキングとは、自治体、民間などが行う、当該地域以外の野生生物生息環境の復元や創造の事業についても債権化し、その債権を売買することができるようにしたシステムのこと。

【密集市街地】

老朽化した木造の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設が整備されていない地区及び土地利用の状況から、その特定防災機能が確保されていない市街地。

【緑の活動団体】

杜の都の環境をつくる条例第34条に基づき、認定された市民団体。本市では認定された団体に対し、緑に関する情報や活動支援などを行っている。

【緑のカーテン】

主につる性植物などを建物の窓にカーテン状に覆い繁茂させたもので、窓からの直射日光を遮ることや植物の蒸散作用により、建物の温度上昇を抑制する省エネルギー手法。

【みどりの市民意識調査】

仙台のみどりの基本計画の施策評価を目的として、都市緑化、緑地保全、公園整備、河川整備などの現状に対する市民の満足度や多様なニーズを把握するための市民アンケート調査。

平成24年度に初調査後、計画の見直しや成果を把握するために随時実施する予定。

【緑の都市賞】

都市の緑化推進、緑の保全による快適で地球にやさしい生活環境の創出を目的として、市民団体、企業、公共団体等を表彰する制度。（財）都市緑化基金が主催、国土交通省等が後援する。

応募作品の中から、毎年度、内閣総理大臣賞、国道交通大臣賞、都市緑化基金会長賞、奨励賞を選出し表彰を行っている。

平成16年度の第24回大会において、本市の「百年の杜づくり」が内閣総理大臣賞（緑の都市づくり部門）を受賞した。

【緑の分布調査】

本市全域の緑の分布と量やその推移を航空写真等から把握し、緑の保全・創出・普及に関する基礎資料とすることを目的に5年ごとに実施する調査。

【宮城県自然環境保全条例】

自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、県土の無秩序な開発を防止し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保を目的として昭和 47 年に制定された条例。生態系の保全のため、優れた自然の風景及び野生生物を保護すべき地域を、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域として指定し、地域内での行為の規制を定めている。

【木質バイオマス】

木材からなる、再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）の総称。主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などを示す。

【杜の都の環境をつくる条例】

緑の保全や創出及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に昭和 48 年に制定された条例。保存緑地や保存樹木の指定及び建築行為等における緑化基準などを定めている。

【杜の都の風土を育む景観条例】

本市の「杜の都」の風土を守り、育むために、都市づくりの創造、良好な景観誘導、まちづくりの支援・助成の視点を取り入れた総合的な景観条例。平成 7 年に制定された。

【杜の都の風土を守る土地利用調整条例】

郊外部における開発事業の実施に関し、事業者による適切な配慮を確保するための手続等を定めることにより、郊外部の適正かつ合理的な土地利用を図り、自然と市街地が調和する杜の都の風土を守り継承していくことを目的として

平成 16 年に制定された条例。

【杜の都の名所 100 選】

市民に親しまれている緑や隠れた緑のスポットなどを募集し、市民選定員の協力の下、緑の名所として平成 12 年に定めた。また「わがまち緑の名所 100 選ガイドブック」を作成し、平成 14 年に発行している。

や

【屋敷林】

屋敷の周囲に防風や防火のために植えた林。一般には農家に防風などの目的で設置され、季節風の強い地域に多く見られる。本市においては、東部の農地に分布するものは居久根と呼ばれる。

【ユニバーサルデザイン】

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

【用途地域】

建築物の用途や建ぺい率、高さなどに制限を加えることにより、多種多様な用途の建築物の混在を防止し、地域の性格に応じた良好な都市環境を形成することを目的として定められる地域。12 種類に区分されており、各用途地域ごとの具体的な建築制限については、建築基準法で定められている。

ら

【立体公園】

都市公園法第 20 条に基づき、適正かつ合理的な土地利用を図る上で必要がある場合に、地下の有効活動や人工地盤・建築物の上部に設置さ

れる都市公園。

【緑視率】

人の目線からみた範囲のうちみどりの占める割合。緑被率りよくひりつと比較して、人が視覚的に緑の状況を実感できる指標であり、みどりが豊かと感じる緑視率りよくしりつは30%程度といわれる。

【緑地環境保全地域】

自然環境保全条例第23条に基づき指定された地域。高山性植生、亜高山性植生、すぐれた天然林などのうち、自然環境を保全することが地域の良好な生活環境の維持に資する地域を「緑地環境保全地域」に指定している。

【緑地協定制度】

都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地について、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者など全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する事項を協定する制度。

【緑地保全地域】

都市緑地法第5条に基づき、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的穏やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全するように定めた地域。

【緑被地】

樹林地や公園等の芝生、ススキ・ササ等の草地、水田・畑等の農耕地及び河川・池沼等の水面のこと。

【緑被率】

緑被地面積りよくひちめんせきが対象区域全体面積に占める割合を表したもの。

【緑化計画認定制度】

杜の都の環境をつくる条例第29条に基づき、1,000㎡以上の土地または敷地において建築行為を行う場合には、あらかじめ当該建築行為に係る土地または建築物敷地内についての緑化に関する計画書（緑化計画書）を提出し、市長の認定を受けることを義務づけている制度。

【緑化重点地区】

都市緑地法第4条に基づき定めた「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」。仙台都心部緑化重点地区は平成18年3月、あすと長町緑化重点地区は平成20年3月にそれぞれ指定。

【緑化地域制度】

都市緑地法第34条に基づき、緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。

【歴史まちづくり法】

正式名称は「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」。まちの歴史的風致（地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境）を維持・向上させ後世に継承することを目的として平成20年に制定された法律。

わ

【ワークショップ】

政策形成や公共施設の整備計画づくりなどにおいて、市民、専門家、行政などが共同で作業し知恵を出し合いながら、案を作り上げていく手法。

仙台市みどりの基本計画 2012 - 2020

平成24年7月

編集・発行

仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7-1

TEL.022-214-8388（直通） FAX.022-216-0637

URL : <http://www.city.sendai.jp/>

